



長野県訓令第 4 号

本庁内部部局

長野県法規審査委員会規程（昭和32年長野県訓令第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。
令和 7 年 3 月 31 日

長野県知事 阿 部 守 一

第 6 条を次のように改める。
（審査の省略）
第 6 条 委員長は、特に緊急を要するため委員会を招集する時間的余裕がないと認めたとき又は会議に付議する必要があると認めたときは、委員会の審査を省略することができる。
第 7 条を削る。
第 8 条第 1 項中「及び前条第 1 項」及び「又は幹事」を削り、同条第 2 項中「又は前条第 3 項」を削り、同条を第 7 条とする。
別表第 2 中「(第 8 条関係)」を「(第 7 条関係)」に改める。

情報公開・法務課

長野県教育委員会訓令第 2 号

事務局

学校以外の教育機関

兼務に関する規程（昭和57年長野県教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。
令和 7 年 3 月 31 日

長野県教育委員会

本則の 1 の表の 6 の項中「学校教育課長」を「学びの共創課長」に改める。
「学校教育課 主幹指導主事」を「学びの共創課 主幹指導主事」

教育政策課

長野県教育委員会訓令第 3 号

事務局

学校以外の教育機関

長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程（平成18年長野県教育委員会訓令第12号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。
令和 7 年 3 月 31 日

長野県教育委員会

別表の教育政策課の項中「第15号から第18号」を「第16号から第19号」に、
「企画係」規則第 4 条第 4 号、第 5 号、第11号から第14号までの事項」を
「企画係」規則第 4 条第 4 号、第 5 号、第11号から第14号までの事項
「教育DX推進係」規則第 4 条第15号の事項」に改め、同表の高校教育課の項中「、第 9 号及び
第11号」を「及び第 9 号」に改め、「第 8 号の事項」の次に「並びに第11号のうち教育職員免許状再授与審査会の庶務に関する事項」を加え、
「及び第 5 号」を「、第 5 号及び第11号（教職員係に属するものを除く。）」に改める。

教育政策課

長野県教育委員会訓令第 4 号

県立中学校
県立高等学校
県立特別支援学校

長野県立学校職員服務規程（平成 2 年長野県教育委員会訓令第 5 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

令和 7 年 3 月 31 日

長野県教育委員会

様式第 6 号の 2 中

☐ 養育	時間外勤務制限の場合 ☐ 条例第 5 条の 2 第 2 項 ☐ 条例第 5 条の 2 第 3 項
☐ 介護	

を

「
☐ 養育 ☐ 介護
」に改め、同様式の備考の 2 を削り、同備考の 3 を同備考の 2 とし、
同備考の 4 を同備考の 3 とし、同備考の 5 を同備考の 4 とし、同備考の 6 を同備考の 5 とする。

高校教育課
特別支援教育課

長野県教育委員会訓令第 5 号

県立高等学校
県立中学校
県立特別支援学校

学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医の嘱託等に関する規程（昭和 28 年長野県教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

令和 7 年 3 月 31 日

長野県教育委員会

別表中「188,000 円」を「194,000 円」に、「108,000 円」を「110,000 円」に改める。

保健厚生課